

森林インストラクターの活動の定義

【活動の対象】

- ・ 森林を利用する一般の人

【活動の内容】

- ・ 森林や林業に関する知識や技術を伝える
- ・ 森林の案内
- ・ 森林内での野外活動の指導

【活動の目的】

- ・ 森林の総合的な利用を推進
- ・ 山村及び林業の活性化に資する
- ・ 森林環境教育活動の一層の拡大

【資格の位置付け】

- ・ 環境教育等促進法第17条の規定に基づく「人材認定等事業」
： 環境大臣並びに農林水産大臣の登録事業

上記の出典：（一社）全国森林レクリエーション協会」発行
『ご案内（平成30年度）森林インストラクター資格試験』

【現状と課題及び「FIJ3か年計画」の方向性】

森林インストラクターの活動について、資格試験を実施し認定している一般社団法人全国森林レクリエーション協会は左記のとおりとしています。

すなわち、「活動の対象」は、森林・林業のプロや専門家ではなく一般の人であること。「活動の内容」としては、森林や林業に関する知識や技術を伝えること、森林を楽しく安全に案内すること、森林内での野外活動の指導の3項目を提示しています。このような活動を通じて、「活動の3つの目的」、すなわち、様々な機能を有する**森林の総合利用を推進**すること、**山村及び林業の活性化に資する**こと、及び学校教育や社会教育における**森林環境教育活動の一層の拡大**を実現することとしています。

このことから、森林インストラクターはその本来的な活動目的を意識した活動展開が望まれており、動植物の名前の解説等に留まることなく、森林生態系や人と森との共存、森林・林業の役割、林業の活性化や森林の総合的利用の推進による山村振興、学校教育等と連携した森林環境教育活動の推進などを大きなテーマとして活動を展開することが期待されています。

現在、全国の大都市圏をはじめ、多くの森林インストラクターやその地域組織により、多様な活動が活発に展開され、森林インストラクターの認知度が向上しつつあります。その一方で、森林・林業の役割の重要性を伝えるという、**資格制度がめざす本来的な任務を特に意識せずに行う活動も増加し、資格制度の目的や重点的な活動項目が不明確になりつつあるという一面も見られます。**

その背景として、活動の対象としている一般の人や子どもたち、森林インストラクター自身も、山村や林業の実態について知識体験がきわめて限られている上、資格取得後森林インストラクターが森林・林業等に関して実地に研鑽するシステムや体制が無いことが考えられます。

活動の対象（子どもか大人か）、場所（学校か、公園か、森林か）、目的（森林体験学習か、レクリエーションか、体験型観光か）などに応じて、森林インストラクターが参加者に対して、**森林・林業の役割の重要性を楽しく、わかりやすく伝えるための知識とスキルを実地に習得できる機会を提供できるシステムや体制の構築をすすめる必要があるといえます。**

●FIJの目的と「FIJ3か年計画」 ～ 全国の地区ブロックでの会員の主体的な活動を推進

当協会の目的は、定款第3条に定めているとおり「森林及び林業の役割とその重要性の啓発並びに森と人を結ぶ活動展開」としており、3か年計画においても、これを重点目標として推進します。併せて、第3条8の森林・林業に関する調査研究事業を推進します。

その際、一般の人や子どもたちにとって「興味をもって、楽しく学ぶ」という視点が不可欠であることから、「森林インストラクターが参加者と共に体験しながら感じ、学び、考え、語ることができる」ことが大切です。

しかしながら、多くの森林インストラクター資格取得者は、森林・林業についての十分な体験や系統的な知識を学んだ経験が少ない、また、学校教育等との連携をどう進めればよいかわからない、観光業との連携を進めていくうえで観光業の実態やガイドという基本的な立場について意識が不十分であるなどの課題があります。

このような状況で、森林インストラクターが森林や林業の役割の重要性について、子どもたちや一般の人に、楽しく、わかりやすく伝える活動を展開できるようにするためには、伝える知識やスキルを実地に習得できる機会が提供され、森林インストラクターが研鑽できるシステムと体制を構築することが必要です。

また、山村の振興にも資する、森林の総合的な利用を推進していくためには、森と人を結ぶ活動展開の一環として、観光業と連携して森林インストラクターの活動の場を広げていくことが有効です。観光業との連携は、旅行業に関する法令に適合した活動展開という観点からも適切な活動手法といえます。

さらに、森林環境教育活動の一層の拡大を図るために、学校教育と連携した活動が有効ですが、最新の学習指導要領をはじめとする教育サイドの実状を理解し、学年や教科書にも配慮することにより、学校教育と効果的かつ継続的に連携していくことが可能となります。

このような課題に対処するためには、当協会の全国ネットワークを最大限活用し、全国の地域ブロック（※）単位または地域ブロックが連携した活動として各地の森林インストラクターが主体的に協力してシステムと体制を構築することが望まれます。

以上、森林インストラクター活動の目的を再確認し、これを着実に実現していくため、3年後のFIJの姿、すなわち「FIJ2020年目標」を示し、目標に向けた「FIJ3か年計画（2018～2020）～森林・林業の役割の重要性について楽しくわかりやすくつたえるために～」を以下のとおり策定し実施することとします。

※「地域ブロック」とは、FIJがこれまで2年に一度3回にわたり役員選挙の単位としてきた、7ブロック（北海道・東北・関東・中部北陸甲静・関西・中国四国・九州沖縄）であり、以降「ブロック」と呼ぶ。

1. 計画の目的 ～ 森林インストラクター「活動の3つの目的」を推進。

森林インストラクターが森林や林業の役割の重要性について、子どもたちや一般の人に、楽しく、わかりやすく伝える活動を展開できるような**知識とスキルを習得できる機会を提供できるシステムと体制の構築**を進め、**山村や林業の活性化に資する**。また、観光業との連携事業により森林インストラクターの活動の場を広げ、**森林の総合的な利用を推進する**。さらに、学校教育等との連携により**森林環境教育の一層の拡大を図る**。

2. FIJ2020年目標 ～ 2020年のFIJの姿はこのようになっている。

「森林・林業の役割の重要性の啓発活動を推進する」2020年のFIJの姿

- ① FIJのブロック活動（ブロック単位またはブロックが連携した活動）が、全国各地において、継続的に展開している。
- ② 森林・林業の役割の重要性を伝える活動が、複数のブロックで定着している。
- ③ 森林・林業・山村・木材に関する調査研究事業を継続的に行っている。
- ④ 観光業との連携による森林の総合利用の推進が複数のブロックにおいて定着している。
- ⑤ 学校教育等における森林環境教育への継続的な取組みが複数のブロックで定着している。
- ⑥ 上記の活動が継続するシステム及び体制の構築が進み、FIJ会員数が減少傾向から増加傾向に転じる状況にある。
- ⑦ 2021年度以降のFIJの活動展開計画について検討し、公表している。

3. 計画 ～ 計画を推進する母体は、主体的に活動する3分野の委員会を設置し、目標達成のために計画内容は毎年度見直す。

計画の実施にあたっては、「森林・林業啓発取組委員会」、「観光業との連携事業推進委員会」、「学校教育等との連携取組委員会」の3分野の委員会を立ち上げる。委員会の構成員には1名以上のFIJ理事が参加し、委員会は、円滑な活動を確保するためFIJ事務局と緊密な連絡をとるよう努める。各委員会は、森林インストラクターが知識とスキルを実地に習得できる機会を提供できるシステムと体制を構築するため、以下に定める活動計画に沿って活動する。

委員会の活動を推進するため、FIJは委員会の活動に要する交通費等の直接経費を支援するとともに、必要に応じて助言する。

また、FIJ2020年目標を達成するため、計画の内容を見直すことができることとする。

(1) 森林・林業啓発取組委員会 活動計画 ～ FIJ定款に定める目的達成に向けたシステムと体制の構築

- ・森林インストラクターが森林や林業の役割の重要性について、子どもたちや一般の人に、楽しく、わかりやすく伝える活動を展開できるような知識とスキルを実地に習得できる機会を提供できるシステムと体制の構築を進めるため、研修を企画実施する。
- ・研修の対象は、当面FIJ会員に限定するが、会員を優先しながら、逐次、非会員の森林インストラクター資格者や森林インストラクターをめざす人も対象として考慮する。
- ・活動に際して、実際の現場での経験が大きな力となるという観点から、林業地等を選定し、森林・林業・山村に関する研修の場を提供する。
- ・研修の企画は、ブロック単位またはブロックの連携により「森林・林業啓発取組委員会」（以下、本項（1）において「委員会」と呼ぶ）を組織して、検討、実施する。委員会の構成員には、FIJ理事を含み、森林・林業・木材に関する深い見識を有する会員の参加を得る。
- ・研修の試行及び実施段階の準備及び実施に際しては、適宜、地元森林インストラクター等の協力を得て行う。

①2018年度

委員会を1地区において立ち上げ、研修の企画検討を開始する。

②2019年度

前年度研修企画の検討箇所において、フィールドとなる林業地を決定し、研修を試行し、研修カリキュラムを実践しつつ検討する。併せて、カリキュラムを検討する中で森林インストラクターの重点的な活動項目を明らかにする。

新たな地区ブロックで委員会を設置し、研修の企画検討を開始する。

③2020年度

前年度研修プログラム試行地区において、企画内容を見直し、参加者を公募し、研修を実施する。また、研修を継続して実施するための体制を構築する。

前年度に新たに委員会を設置した地区において、企画研修を試行する。

委員会は、3年間の活動について評価し、2021年度以降の活動計画について検討し公表する。

(2) 観光業との連携事業推進委員会 活動計画 ～ 接客の基本から創造的なガイドができる人材ネットワークの構築

- ・観光業との連携事業を担う人材の確保及び人材を提供するネットワークを構築することを目的とし、全国研修を企画実施する。
- ・研修の対象は、当面FIJ会員に限定するが、会員を優先しながら、逐次、非会員の森林インストラクター資格者や森林インストラクターをめざす人も対象として考慮する。
- ・森林インストラクターの特長を活かした旅行商品の開発とガイドの実践能力の研鑽という観点から、具体的な企画提案について実践的な研修を行う。研修では、ガイドの実技のほか観光業の旅行企画に関する基本事項、接客マナー、安全確保等についての座学を併せて実施する。
- ・研修の企画は、研修フィールドを提案した森林インストラクターを講師とし、複数の委員で「観光業との連携事業推進委員会」（以下、本項においては「委員会」と呼ぶ）を構成し、検討、実施する。委員会の構成員には、FIJ理事を含み、観光業についての実績を有する会員の参加を得る。
- ・研修実施段階の準備及び実施に際しては、適宜、地元森林インストラクターの協力を得て行う。

①2018年度

具体的な研修フィールド1地区に対して委員会を立ち上げ、企画検討し、会員を対象に、全国研修会として実施する。研修実施にあたっては、研修実施地区の会員の協力を得て実施する。

②2019年度

新たな研修フィールド1地区に対して委員会を立ち上げ、全国研修会として実施する。

③2020年度

新たな研修フィールド1地区に対して委員会を立ち上げ、全国研修会として実施する。

3か年の研修への参加者を核として、観光業との連携事業の実施要請に応え人材を派遣できるような、FIJ観光業連携企画・ガイドに対応ネットワークを構築し、観光業との連携事業に対応できる体制を構築する。

委員会は、3年間の活動について評価し、2021年度以降の活動展開計画について検討し公表する。

(3) 学校教育等との連携取組委員会 活動計画 ～ 森林環境教育活動の一層の拡大に向けた学校教育との連携のために

- ・本計画においては、特に、新たな学習指導要領の実施に合わせて、学校教育と連携した活動ができるシステム及び体制の構築を進め、森林環境教育の一層の拡大に資する。
- ・学校教育等との連携事業取組委員会（以下、本項においては「委員会」と呼ぶ。）の構成員には、教育行政との連携による教育活動の経験のある会員の参画を得る。
- ・平成29年3月に告示された新たな学習指導要領に基づく教科書に準拠した、森林・林業・山村をテーマとしたプログラムパッケージを開発提示し、実施する。
- ・新たな学習指導要領に基づく教科書に準拠した、森林・林業・山村をテーマとしたプログラムパッケージを開発実施する。
- ・45分を1時限としたプログラムで構成する
- ・学校が取り入れやすいプログラム内容とすることに配慮する
- ・各学年の生活科、社会科、理科、図工、国語、道徳、総合学習、特別学習等の森林・林業・山村に関係する単元ごとの実践プログラムパッケージを開発し、公表する。
- ・新たな学習指導要領に準拠した教科書の単元に則した、プログラム開発に当たっては、実際に小学校等において実践し、その結果を踏まえてプログラムを見直し公表する。
- ・委員会の取組及び活動に当たっては、助成金の活用を努める。

①2018年度

新たな学習指導要領の視点での森林環境教育拡大の留意点を整理する。

「体験！ふしぎ樹木」（平成29年11月より開催）への参加者等により委員会を構成する。委員会の構成員にはFIJ理事を含み、森林環境教育についての実践及び研究活動の実績のある委員の協力を得て行う。

②2019年度

学校教育との連携事例をもとにプログラムを作成（10事例）し、委員会構成員等で検討、改良する。

③2020年度

新たな学習指導要領にもとづく教科書に準じたプログラムの実践、公表

委員会は、3年間の活動について評価し、2021年度以降の活動展開計画について検討公表する。

4. 財源

委員会の活動に要する経費のうち、交通費、会議室賃料、資料コピー代等については、予算（組織支援費）の範囲内で支援する。これらの財源は、年度末における繰越金をあてることとし、理事会の承認を得て、各年度の予算を補正することができることとする。

5. その他

各委員会の活動状況については、必要に応じて、FIJ業務執行理事が調査することができるものとし、計画の取組状況について、理事会において報告することとする。